

令和3年(2021年)6月19日

一時保育利用の皆様

緊急事態宣言解除及び大阪府「まん延防止等重点措置」

適用期間中の園の対応について

日頃より園の活動にご理解ご協力いただき、ありがとうございます。

さて、6月21日(月)より、特別措置法に基づく「緊急事態宣言措置区域」から大阪府が除外され、7月11日(日)までの間、新型コロナウイルス感染症にかかる「まん延防止等重点措置」が大阪府内全市に適用されることが決定されました。

つきましては、園の対応を下記のとおりとしますので、よろしく申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症は、日々状況が変化しているため、必要に応じて対応に変更が生じる可能性がありますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

記

1. 登園について

- ・6月21日(月)より一時保育を再開いたします。
- ・初回登園時に利用料+予約金計2600円、6月の予約金、7月の予約金をお持ちください。
- ・午睡用タオルケットをお持ちください。
- ・6月25日(金)は弁当日です。
- ・引き続き登園時の検温と、ペーパータオルを使用します。
- ・送迎共に保護者の方も室内にお入りください。
- ・8月予約希望表は、玄関前とホームページにも掲載しています。

4. その他

保護者の皆さまには、引き続き、各ご家庭での健康観察を行っていただき、発熱や風邪症状等でお子様やご家族の体調がすぐれない場合は、登園を自粛していただく等、感染拡大防止への協力をお願いします。医療機関がお子様やご家族の風邪症状等の原因を特定しており、感染症などの恐れがないとの診断や登園が可能との判断がされている場合は、登園は可能です。

また、お子様やご家族がPCR検査を受けることになった場合や、濃厚接触者になった場合は、速やかに園にご連絡いただくようお願いいたします。

令和3年6月19日
社会福祉法人あけぼの会
羽鷹池ひだまり保育園
園長 小島 美恵